

## 47FA 一括補助金 交付要項 (2017 年・2018 年度版)

### 1. 趣 旨

本要項は、都道府県サッカー協会(以下「47FA」という)の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「47FA 一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

### 2. 目 的

「47FA 一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FA が行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

### 3. 期 間

本要項は 2017 年度から 2018 年度までの各年度における「47FA 一括補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を指すものとする。

### 4. 年度毎の補助金額

47FA に対して交付する「47FA 一括補助金」は、以下の方法により算出された補助金額を交付するものとし、交付される前年度内に JFA 理事会の議を経て、年度毎にその補助金上限額を内示するものとする。

$$\boxed{\text{①登録基本還元金}} - \boxed{\text{②登録関連費用負担}} + \boxed{\text{③減額補填}} + \boxed{\text{④地域特性特別補助}} + \boxed{\text{⑤追加支援}}$$

[算出方法詳細]

①登録基本還元金	各 47FA が納める JFA 登録料(※1)の 80%相当額
②登録関連費用負担	各 47FA が納める JFA 登録料(※1)の 5%を 47FA が負担
③減額補填	47FA 毎に、上記①②の合計額が、別に定める「2016 年度各種補助金総額(基準額)」と比較して下回る場合は、その減額分を補填
④地域特性特別補助	別に定める地域特性への特別補助
⑤追加支援	各 47FA が納める JFA 登録料(※1)の 10%の額を追加支援(※2)

※1:「各 47FA が納める JFA 登録料」は、当該年度補助金の前前年度を基準とする。

※2:「⑤追加支援」は、「各 47FA が納める JFA 登録料」に対する「2016 年度各種補助金総額(基準額)」の割合(還元率)が 70%以上の 47FA のみを対象とする。

### 5. 支援対象となる事業等

「47FA 一括補助金」の対象となる事業は、47FA が実施する公益目的事業等とし、補助の対象となる経費は、その事業を実施するために必要な直接経費とする。また、各年度における「47FA 一括補助金」の支援対象となる事業は、原則として、当該年度の 4 月から翌年 3 月までに実施され、かつ支出される事業とする。但し、年度毎の「47FA 一括補助金」のうち、47FA 一律 1,000 万円を事務局運営のために必要な人件費や事務所費に充当するものとする。

## 6. 「47FA 一括補助金」の充当配分

47FA は、内示された「47FA 一括補助金限度額」内において、別に定める「47FA 一括補助金 説明資料」のルールに基づき、その充当配分を定めることができる。なお、「47FA 一括補助金」の用途は、以下の 4 つに分類される。

### [47FA 一括補助金の用途]

使 途	内 容	金 額
①充当必須事業	「47FA 一括補助金」で必ず充当しなくてはならない事業	別に定める額
②通常事業	上記「①充当必須事業」以外の 47FA が実施する公益目的事業	補助金総額から、「①充当必須事業」・「③事務局運営」・「④施設整備留保」の合計額を減じた額
③事務局運営	人件費や事務所費等の事務局運営	1,000 万円
④施設整備費留保	翌年度以降の「JFA サッカー施設整備助成事業」のための JFA での積立て(※注1)	各 FA への一括補助金の総額の 30%を上限(但し、100 万円未満は切り捨て)

※注1:「JFA サッカー施設整備助成事業」のための JFA での積立ては、「JFA サッカー施設整備助成事業」の助成対象事業の実施期間と同じ 2022 年 12 月末までを留保の期限とし、それまでに留保した金額を執行しなかった場合は、留保金額は取り消されるものとする。

## 7. 申請・支払・報告手続き

### 1)「47FA 一括補助金限度額」の内示

各年度における「47FA 一括補助金限度額」の額は、「4. 年度毎の補助金額」に定める算出方法に基づき算出し、前年 12 月までに JFA 理事会の議を経て 47FA に内示する。

### 2) 申請

47FA は、内示された「47FA 一括補助金限度額」内の金額において、年度毎に、別に定める様式により、所定の締切日までに「47FA 一括補助金交付申請書」を JFA に提出すること。

### 3) 申請内容の審査・決定

「47FA 一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、必要な場合は 47FA に対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFA は「47FA 一括補助金」の使用方法や配分割合等について、47FA に対し指導する場合がある。

### 4) 補助金の入金

「47FA 一括補助金」は、当該年度の 6 月末までに JFA から 47FA に対し入金するものとする。

### 5) 実績報告

47FA からの支援対象事業の実績報告(使途報告等)は別に定める説明資料に基づき期限内に JFA に提出されるものとする。

## 6)実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、原則として、「47FA 一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。「47FA 一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小したり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFA は「47 一括補助金」の確定額を交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、47FA はその差額分を JFA に対し返金するものとする。

## 8. 支援対象事業の実施

47FA は、「47FA 一括補助金」の交付の決定の内容(次号に基づき計画変更が JFA により承認された場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない。「47FA 一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

## 9. 計画の変更

47FA は、「47FA 一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を、原則として当該事業開始の1か月前までに JFA に提出し、その承認を受けなければならない。但し、「6. 『47FA 一括補助金』の充当配分」に定めた「①充当必須事業」及び「③事務局運営」に関しては、充当下限額を下回る計画変更は認められない。また、「④施設整備費留保」の額についても、その留保額を当初の計画申請時から年度の途中で変更することは認めない。

なお、「①充当必須事業」の年度内における事業実施期間の変更、または別に定める充当下限額を下回らない範囲での充当配分額の「47FA 一括補助金限度額」の総額の 10%以内の変更については、JFA による事前の承認は不要とする。また、「②通常事業」の年度内における事業実施期間の変更、または充当配分額の「47FA 一括補助金限度額」の総額の 10%以内の変更については、JFA による事前の承認は不要とする。

## 10. 調査等

JFA は、「47FA 一括補助金」の 47FA による執行の適正を期するために必要と認めるときは、47FA もしくは 47FA が行う事業に協力する者に対し JFA に報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

## 11. 「47FA 一括補助金」の経理

47FA は、支援対象事業の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

## 12. その他

この要項に定めるもののほか、「47FA 一括補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2016年12月8日から施行する。